

綾瀬市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 深谷中央地区照合表

行為の場所		綾瀬市			街区 画地	
地区の区分	住宅地区 A	住宅地区 B	住宅地区 C	確認事項	照合欄	
建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 寄宿舍又は下宿 (2) 学校(幼稚園、専修学校等を除く) (3) 神社、寺院、教会等 (4) 公衆浴場 (5) 畜舎 (6) 危険物の埋蔵又は処理に供するもの(建築物に附属するものを除く)	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗等の用途を兼ねるもの (3) 共同住宅 (4) 500㎡以内の店舗、飲食店等(3階以上の部分をその用途に供するものを除く) (5) 学校、図書館等 (6) 巡査派出所、公衆電話所等で公益上必要なもの (7) 公益上必要な建築物等 (8) 診療所 (9) 病院 (10) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等 (11) 老人福祉センター、児童厚生施設等 (12) 前各号に附属するもの	(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗等の用途を兼ねるもの (3) 共同住宅 (4) 150㎡以内の店舗、飲食店等(3階以上の部分をその用途に供するものを除く) (5) 学校、図書館等 (6) 巡査派出所、公衆電話所等で公益上必要なもの (7) 診療所 (8) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等 (9) 前各号に附属するもの		適 不適	
容積率の最高限度				100%	%	適 不適
建ぺい率の最高限度				50%	%	適 不適
建築物の敷地面積の最低限度	1 150㎡ 2 共同住宅の場合は、200㎡かつ1住戸あたり40㎡ 適用除外規定 (1) 土地区画整理事業により換地された土地をそのまま使用する場合 (2) 公衆便所、巡査派出所等で公益上必要なもの (3) 集会所等の居住者の共同の利便に供するもの	2 共同住宅の場合は、200㎡かつ1住戸あたり60㎡		() ㎡/住戸	適 不適	
壁面の位置の制限	1 建築物の外壁等の後退距離は、道路境界線から1.0m以上 ただし、計画図に表示した位置においては2.0m以上 2 隣地境界線から、1.0m以上 適用除外規定 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下のもの (2) 物置等の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの			道路境界線 ~ m 隣地境界線 ~ m	適 不適	
建築物等の高さの最高限度	絶対高：仮換地の使用収益開始時の地盤面から16m 1 絶対高： 仮換地の使用収益開始時の地盤面から10m 2 北側斜線制限： 1.25L + 5m			m	適 不適	
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁の色彩は、原色を避け、周囲との調和のとれた落ち着いたものとする			屋根： 外壁：	適 不適	
かき又はさくの構造の制限	1 道路側：生垣又は透視可能なものに内側に植栽帯を設けたもの 2 隣地側：生垣又は透視可能なもの ただし、フェンス等の基礎で高さ0.4m以下のもの及び門柱等で長さ1.5m以内のものはこの限りでない			道路側： 隣地側：	適 不適	
樹林地、草地等の保全に関する制限	良好な住環境に必要な現に存する樹林地及び草地における、樹木の伐採及び土地の形質の変更をしてはならない。 ただし、防災上又は公益上やむを得ない場合は、この限りでない。					
照合結果	適 不適 抵触規定					
備考	適用除外・緩和規定等 有 ()					無
照合者	職 名 氏 名					

備考：太枠内のみ記入してください。

確認事項欄の記載方法：

には建築物等の用途 の欄には数値 には計画概要を記入してください